

令和6年度 精神科救急医療施設(応急入院指定病院※1) 当番病院表

○各月の前半は1日～15日、後半は16日～月末。

月	期	《 村山ブロック 》	《 置賜ブロック 》	《 庄内・最上ブロック 》
		当 番 病 院	当 番 病 院	当 番 病 院
R06 4月	前半	秋野病院	佐藤病院	県立こころの医療センター
	後半	若宮病院		
5月	前半	山形さくら町病院		
	後半	かみのやま病院	公立置賜総合病院	
6月	前半	若宮病院		
	後半	秋野病院	佐藤病院	
7月	前半	山形さくら町病院		
	後半	かみのやま病院	吉川記念病院	
8月	前半	若宮病院		
	後半	秋野病院	米沢こころの病院	
9月	前半	山形さくら町病院		
	後半	かみのやま病院	佐藤病院	
10月	前半	若宮病院		
	後半	秋野病院	米沢こころの病院	
11月	前半	山形さくら町病院		
	後半	かみのやま病院	吉川記念病院	
12月	前半	若宮病院		
	後半	秋野病院	佐藤病院	
R07 1月	前半	山形さくら町病院	米沢こころの病院	
	後半	かみのやま病院	公立置賜総合病院	
2月	前半	若宮病院	米沢こころの病院	
	後半	山形さくら町病院	佐藤病院	
3月	前半	かみのやま病院	吉川記念病院	
	後半	山形さくら町病院		
常時対応型病院※2		山形さくら町病院 若宮病院	佐藤病院 米沢こころの病院	県立こころの医療センター

◆ 精神科救急当番病院の要件

- 1 定められた日において、診療応需できる体制（精神保健指定医1名以上及び看護師その他3名以上（オンコールを含む））を整えていること。
- 2 応急入院者等のための病床として、定められた日に、1床以上空床を確保していることなど。

※1 応急入院指定病院とは・・・

精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ、医療及び保護を図る上で著しく支障がある者（任意入院が可能な者を除く）に対する医療及び保護の依頼があり、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合には、本人の同意がなくとも、指定医の診察により、72時間に限り、入院させることが認められた一定の基準を満たす病院です。

※2 常時対応型病院とは・・・

当番病院での受入れが困難な場合に対応する病院で、24時間365日、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などにより、緊急に医療を必要とする精神障がい者等に対して診察を行う病院です。